

特集

新ひだか町の不法投棄

不法投棄の撲滅を目指そう！

不

法投棄。捨てられた古タイヤやさまざまな家電、可燃や不燃ごみなど、これまで何度も清掃活動を続け、その撲滅に向けて、啓発活動なども行ってきました。しかし、片付けでは捨てられ、また片付けでは捨てられの『いたちごっこ』は一向に終わりが見えません。

これまで、町民ボランティアや町環境衛生協会など、たくさんの方が清掃活動を行い、大量の不法投棄されたさまざまなごみが収集されました。

ごみを捨てることは、簡単なことかもしれませんが、それを片付けるとなると、たくさんの人やお金が必要となります。

不法投棄は絶対にやめてください！

この新ひだか町が誇る海や山などの自然をみんなが守っていきましょう。

※町では現在、不法投棄防止パトロールを実施しています。不法投棄を発見した場合は新ひだか町役場までご連絡下さい。

合併後町内で行われた主な不法投棄清掃

平成19年度 【実施場所】 静内田原地区
【参加人数】 14名

収集された不法投棄物

可燃ごみ 440kg 不燃ごみ 380kg
テレビ 2台 タイヤ 9本
ホイール 4本
※1 tトラック約3台分



平成21年度 【実施場所】 静内真歌・浦和地区
静内川左岸緑地公園
三石豊岡地区
【参加人数】 25名

収集された不法投棄物

可燃ごみ（静内地区分） 1,460kg
不燃ごみ（静内地区分） 1,180kg
粗大ごみ（静内地区分） 280kg
可燃・不燃ごみ（三石地区分） 230kg
テレビ 13台 タイヤ 93本
冷凍庫 1台
※1 tトラック約4台分



平成22年度 【実施場所】 静内真歌地区
【参加人数】 55名

収集された不法投棄物

可燃・不燃ごみ 2,570kg
金属ごみ 2,347kg
産業廃棄物等 12m³ タイヤ 44本
テレビ 14台 洗濯機 2台
※1 tトラック約6台分



清掃活動の様子



不法投棄の罰則

ごみを捨てた人は、法律（廃棄物処理法）で5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられます。

【問合せ】

静内庁舎生活環境課 ☎0146 - 43 - 2111（内線128）
三石庁舎町民福祉課 ☎0146 - 33 - 2111（内線118）

白寿祝状贈呈

次の方々が白寿を迎え、家族が見守るなか、新ひだか町から祝状、社会福祉協議会から記念品が贈られました。これからもお元気で過ごして下さい。

野村久江さんが白寿を迎え、家族とともに99歳の誕生日を喜びました。野村さんは美唄市出身で昭和6年に結婚。翌年旧静内町に転居し、6人の子どもに恵まれました。現在は静寿園に入所しており、車いすでの生活を送っていますが、食事の際は入所者の皆さんとテーブルを囲んで楽しく過ごしています。



8/25 野村久江さん (静内緑町)

蹴揚トミさんが9月5日に白寿を迎え、家族とともに99歳の誕生日を喜びました。蹴揚さんは旧三石町生まれで昭和6年に結婚し、3人の子どもに恵まれました。現在は蓬萊荘に入所しており、食事や入浴を楽しみに元気で過ごしています。また、NHKの『のど自慢』を見るのが好きだといっています。



9/4 蹴揚トミさん (三石旭町)

松田マサさんが白寿を迎え、家族とともに99歳の誕生日を喜びました。松田さんは、旧三石町生まれで昭和13年に結婚し、1人の子どもに恵まれました。現在は蓬萊荘に入所しているマサさんについて、「とても几帳面でしっかりした人です。昔は和裁を教えていて、私も習っていました」と話しました。



9/10 松田マサさん (三石旭町)

不法投棄への取り組みを聞く

不法投棄撲滅のために もう一度、考えてみて下さい



新ひだか町環境衛生協会 会長 鳥谷 末雄

今、新ひだか町内では人が通らない沢など、至る所で一般家庭ごみから粗大ごみ、家電などさまざまなごみが不法投棄されていて、清掃活動等が続いても、また不法投棄がされてしまうなど、残念ながら、後をたたない現状にあります。

町環境衛生協会ではこれまで、蓬萊山まつりや静内神社の祭りなどで「不法投棄をやめよう」と声を上げ、ティッシュや花の種、パンフレットなどを配布して、啓発活動を行ったり、町内の不法投棄されている場所やそれそうな場所をパトロールしたりしています。また、大量の不法投棄がされている場所に対し、町内自治会や町職員、関係団体

などの協力を得ながら、一斉清掃を行っています。この不法投棄について、ぜひ、もう一度町民の皆さん一人ひとりが、考えてみて下さい。自分の住んでいる町をごみで汚すことは、自分の家庭をごみで汚すことと同じだと思います。

この不法投棄の問題は、どうしても追いかけてこなくなってしまうが、放置しておく町中にごみがあふれてしまっています。これまで何十年も続けてきた取り組みをこれからも継続して、啓発活動やパトロール、清掃活動を行っていきまので、町民の皆さんのご協力もよろしく願います。

粗大ごみの処理方法

粗大ごみ1個に1枚、新ひだか町指定のごみ処理券(1枚300円、右写真)を直接貼って下さい。



家電製品・家具類	1個	そのまま、出して下さい。
プラスチック類	1台	→規定のサイズ(1m×0.8m×1.2m)に切る必要はありません。
金属類		→スプリング式のマットレス、家電リサイクル法対象商品(※)は出してはいけません。
じゅうたん	1枚	丸めてしぼるか、たたんで十字にしぼって下さい。
カーペット類		
布団・掛布団・敷布団	1枚	たたんで、1枚ずつ十字にしぼって下さい。
畳	1枚	そのまま、出して下さい。
シート類	1枚	たたんで、1枚ずつ十字にしぼって下さい。

- ※家電リサイクル法対象商品・・・エアコン、テレビ(ブラウン管式及び液晶・プラズマ式)、冷蔵(凍)庫、洗濯機及び衣類乾燥機
- ごみステーションに置くことができないほどの大型の粗大ごみ(たんす・3人掛けソファなど)については、下記の収集業者に電話で申し込むと翌週指定された日に、戸口で収集します(この場合、収集の当日に庭先まで出し、粗大ごみシールを事前に準備して下さい)。
- 日高中部環境センター「うまっくりん」に粗大ごみを持ち込む場合は「大きさ制限(1m×0.8m×1.2m以内)」がありますのでご注意下さい。
- 家電リサイクル法対象商品の処理方法
 - ①買い替えのときに販売店に引き取ってもらう ②郵便局でリサイクル券を購入し、収集業者に依頼する
- 【収集業者】 環境整備公社 ☎0146-42-1145 (戸口収集及び家電リサイクル法対象商品申込先)
クリーン三石 ☎0146-35-3823 (戸口収集申込先)
- 【問合せ】 静内庁舎生活環境課 ☎0146-43-2111 (内線128) 三石庁舎町民福祉課 ☎0146-33-2111 (内線118)